府令・省令

○内閣府
経済産業省令第五号

信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第八条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　小渕　優子

信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令

信用保証協会法施行規則（昭和二十八年大蔵省通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左に」を「次に」に改め、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　理事長その他の協会の業務を総理する者（当該者を定款において定めていない場合は理事）の選任の基準に関する事項

別紙様式第一3．中「　備　考　欄　」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現に認可を受けている業務方法書は、この命令の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、改正後の信用保証協会法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定に基づき認可を受けている業務方法書とみなす。

3　新規則別紙様式第一3．は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁
財務省告示第五号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三日

金融庁長官　細溝　清史
法務大臣　馬場みどり
財務大臣　麻生　太郎

「バンク　プリベ　エドモンド　デ　ロスチャイルド　ヨーロッパ　ルクセンブルグ大公国　ルクセンブルグ市　ブールバード　エドワード　七世　ニエル　サーバイス　二十」を「エドモンド　デ　ロスチャイルド（ヨーロッパ）　ルクセンブルク大公国　ルクセンブルグ市　ブールバード　エドワード　七世　ニエル　サーバイス　二十」に改め、バンク　カントナール　ヴォドワーズの項の次に次のように加える。

ユニオン　バンケール　プリベ　スイス連邦　ジュネーブ市　ルー　デ　ローヌ　九十六―九十八
ユービーピー　エスエー
デカバンク　ドイチェ　ジロセ　ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　マインザールランドストラッセ　十六
スミトモ　ミツイ　トラスト　バンク（ユーエスエー）　リミテッド　アメリカ合衆国　ニュージャージー州　ホーボーケン市　リバーストリート　百十一

○総務省告示第三百五十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者から、当該政党が解散した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十月三日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	政党の代表者であった者の氏名	政党が解散した年月日
日本維新の会	石原慎太郎	平成二十六年七月三十一日

○総務省告示第三百五十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十三条第四項の規定に基づき、未交付金の交付を受けようとする分割政党の届出があったので、同法第二十三条第九項の規定により適用される同法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三日

総務大臣　山本　早苗

一　日本維新の会

(一)　政党の名称　日本維新の会（略称　維新）

(二)　主たる事務所の所在地　大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六

(三)　代表者

氏名	住所	選出区分	選挙期日	生年月日	選任年月日
橋下　徹	大阪府豊中市寺内二―八―一六	衆議院議員大阪府第九区	平成二十六年十二月十四日	昭和四十六年六月二十九日	平成二十六年八月一日

(四)　会計責任者

氏名	住所	選出区分	選挙期日	生年月日	選任年月日
東　徹	大阪府大阪市住之江区新北島三―二―一九	衆議院議員北関東ブロック	平成二十六年十二月十四日	昭和四十一年九月十六日	平成二十六年八月一日

(五)　会計責任者の職務代行者

氏名	住所	選出区分	選挙期日	生年月日	選任年月日
喜多　義典	奈良県北葛城郡王寺町久度一―一―二一	衆議院議員大阪府第九区	平成二十六年十二月十四日	昭和四十一年十一月十三日	平成二十六年八月一日

(六)　会計監査を行うべき者

氏名	住所	選出区分	選挙期日	生年月日	選任年月日
丹野　壮治	大阪府大阪市阿倍野区阿倍筋一―七―二〇	衆議院議員北関東ブロック	平成二十六年十二月十四日	昭和四十七年十二月六日	平成二十六年八月一日

(七)　所属国会議員

氏名	住所	選出区分	選挙期日	総選挙・通常選挙において所属していた者は○
足立　康史	大阪府茨木市竹橋町一〇―二六	衆議院議員大阪府第九区	平成二十六年十二月十四日	○
石関　貴史	群馬県伊勢崎市宗高町八二―一	衆議院議員北関東ブロック	平成二十六年十二月十四日	○